

## 茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター 運営規程

(事業所の名称及び所在地)

- 第1条 名称 茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター  
所在地 茨城県守谷市同地字仲山358-5

(運営規程設置の主旨)

- 第2条 医療法人 三星会が開設する茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

- 第3条 事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持及び生活機能の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第4条 要介護状態の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の維持・向上及び社会参加の促進並びにその家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び個別化を重視した機能訓練並びにその他必要な援助を行う。
- 2 利用者の意思及び人格、自己決定権を尊重し、常に利用者の立場に立ちサービスの提供を行う。
  - 3 事業の実施にあたり、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(従業者の職種、員数)

- 第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。
- (1) 管理者 1名
  - (2) 看護職員 1名以上
  - (3) 介護職員 8名以上
  - (4) 機能訓練指導員 1名以上
  - (5) 生活相談員 1名以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 看護職員は、利用者の検温、血圧測定等を行うほか、利用者の通所介護計画等に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所介護計画等に基づく介護を行う。
- (4) 機能訓練指導員は利用者に対し、機能訓練計画の作成・変更を行うほか、日常生活を営むのに必要な機能及び能力の減退を防止または向上するための訓練指導を行う。
- (5) 生活相談員は、事業者に対する指定通所介護の利用の申し込みに係わる調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画を行う。また利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(営業日及び営業時間、サービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 日曜日・1月1日から1月3日を休日とする。
- (3) 営業日の午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第8条 指定通所介護等の利用定員は、1日39人とする。

(指定通所介護の内容)

第9条 指定通所介護等の内容は指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、通所介護計画等を作成し、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本法人と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること  
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
  - ① 移動、移乗
  - ② 排泄
  - ③ その他必要な身体介護
- (2) 入浴に関すること  
家庭及び外出先において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。

- ① 衣類着脱
- ② 身体の清拭、整髪、洗身
- ③ その他必要な入浴動作
- (3) 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
  - ① 準備、後始末
  - ② 食事摂食
  - ③ その他必要な食事動作
- (4) アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活支援（援助）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス及び機能低下を防ぐ為に必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な活動の活性化が図れるよう各種サービスを提供する。
  - ① 個別訓練（生活機能に対する訓練）
  - ② レクリエーション
  - ③ グループワーク
  - ④ 行事的活動
  - ⑤ 休養（養護）
- (5) 送迎に関すること  
障害の程度、地理条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
  - ① 移動、移乗動作
  - ② 送迎
- (6) 相談、助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における身体、介護等に関する相談及び助言を行う。
  - ① 日常生活動作向上の相談、助言
  - ② 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
  - ③ 住宅改修に関する相談、助言
  - ④ その他必要な相談、助言

（利用者負担の額）

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費、日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

守谷市、つくばみらい市、取手市（※常総市：2022 年 4 月より送迎対象外地域とした）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービス利用に当たっての留意事項・禁止事項を以下のとおりとする。

- ・ 宗教や習慣の相違などで、他人を排除し、または、自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- ・ 喧嘩もしくは、口論をなし、泥酔、または騒音を出し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝もしくは寝具の上で喫煙すること。
- ・ 故意に施設もしくは品物に損害を与える、または、これらを施設外に持ち出すこと。
- ・ 金銭または、物品によって賭け事をする事。
- ・ 施設内の秩序、風紀を乱しまたは、安全衛生を害すること。
- ・ 無断に備品の配置、または、形状を変えること。

(緊急時の対応)

第13条 通所介護従業者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び身元引受人が指定するものに対し、緊急に連絡する。

- 2 前項のほか、緊急の対応が必要と認める場合、協力医療機関の診療を依頼する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底
  - ④ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待等に対する相談窓口を設置し、虐待防止の責任者を管理者とする  
(相談窓口：デイサービス[TEL0297-48-6783] 管理者 星野 敏行)
- (2) 虐待の防止及び、早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止のための対策の検討と体制の整備を行う
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する啓発・普及のための研修の実施(年1回以上)
- (4) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に提示する。また事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。
- 3 指定通所介護等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 三星会の役員会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成30年2月1日より施行する。